

愛川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置者に対し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和54年愛川町規則第5号。以下「規則」という。）に関するもののほか、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水質のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有し、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号。以下同じ。）に定める構造を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 町長は、次条に定める地域内において、専ら居住の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の受理を受けずに合併

処理浄化槽を設置する者

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業における循環型社会形成推進交付金
交付要綱に基づく構造を有さない浄化槽を設置する者

(3) 住宅等を借りている者で、合併処理浄化槽の設置について、賃貸
人の承諾が得られない者

(4) 販売の目的で建物を建築し、合併処理浄化槽を設置する者

(5) 事業所、店舗等事業を営む建物に合併処理浄化槽を設置する者

(6) 町税等を滞納している者

(7) 住宅の新築又は増築に伴い合併処理浄化槽を設置する者

(補助対象地域)

第4条 この事業の対象となる地域は、次の各号のいずれかに該当する
ものをいう。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項で規定する市
街化区域以外の地域

(2) 前号で対象外となった地域で、特に町長が必要と認めた地域

(補助金額)

第5条 補助金の額は、別表に定める額とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、補助金交付申請
書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 浄化槽設置届出書の写し

(2) 建築平面図及び排水経路図

(3) 設置場所の案内図

(4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(5) その他、町長が必要と認める書類

(審査及び交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けたのち申請内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、それが判断できるに至った日から7日以内に町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 町長は、第1項の規定により申請を受理したときは、その内容を審査のうえその適否を決定し、変更承認決定通知書（第4号様式の2）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月を経過した日（前条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該通知を受けた日から1箇月を経過した日）又は、3月31日のいずれ

か早い日までに実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し又は浄化槽を適正に維持管理できることを証明する書類
- (2) 浄化槽法定検査料払込受領証の写し又はこれに相当する書類等の写し
- (3) その他、町長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該設置工事について完成検査を行うとともに、内容を審査して、その適否を決定し補助金交付額確定通知書（第6号様式）により補助対象者に通知する。

第11条 町長は、前条による交付額の確定後、補助対象者からの補助金交付請求書（第7号様式）に基づき、補助金を交付する。
(その他)

第12条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

第13条 町長は、補助対象となった合併処理浄化槽について設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助対象者等から報告を求めることができる。
(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 2 年 3 月 1 7 日から施行する。
- 2 改正後の補助金交付要綱は、施行日以後に浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による届出の審査又は建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証を受けたものについて適用し、同日前に審査又は確認済証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の補助金交付要綱は、施行日以後に浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による届出の審査又は建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証を受けたものについて適用し、同日前に審査又は確認済証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の補助金交付要綱は、施行日以後に浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による届出の審査又は建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証を受けたものについて適用し、同日前に審査又は確認済証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の補助金交付要綱は、施行日以後に浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による届出の審査又は建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証を受けたものについて適用し、同日前に審査又は確認済証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の補助金交付要綱は、施行日以後に浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による届出の審査を受けたものについて適用し、同日前に審査を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の補助金交付要綱は、施行日以後に浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による届出の審査を受けたものについて適用し、同日前に審査を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 5 条関係）

区 分	補 助 金 額
延床面積 1 3 0 m ² 未満で 5 人槽 以上の浄化槽を設置した場合	3 3 2 , 0 0 0 円
延床面積 1 3 0 m ² 以上で 7 人槽 以上の浄化槽を設置した場合	4 1 4 , 0 0 0 円
浴室及び台所が 2 つ以上の住宅で 10人槽以上の浄化槽を設置した場合	5 4 8 , 0 0 0 円
単独浄化槽から合併処理浄化槽へ 転換し、単独浄化槽を撤去した場合	1 2 0 , 0 0 0 円
くみ取り槽から合併処理浄化槽へ 転換し、くみ取り槽を撤去した場合	9 0 , 0 0 0 円
単独浄化槽又はくみ取り槽から合併処理 浄化槽へ転換し、宅内配管として合併処理 浄化槽への流入管、升の設置及び放流管 を整備した場合	3 0 0 , 0 0 0 円